

[事案 2024-350] 既払込保険料返還請求

・令和7年2月27日 不受理決定

※本事案の申立人は、[事案 2022-341]の申立人と同一法人である。

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本申立ては、過去に裁定審査会において判断が示された申立内容であることから、申立てを不受理とした。